

# アナログ規制の点検・見直し (見直し工程表)

---

令和6年3月25日  
福島県行政経営課

# 1. 点検・見直しの目的等

## (1) 目的

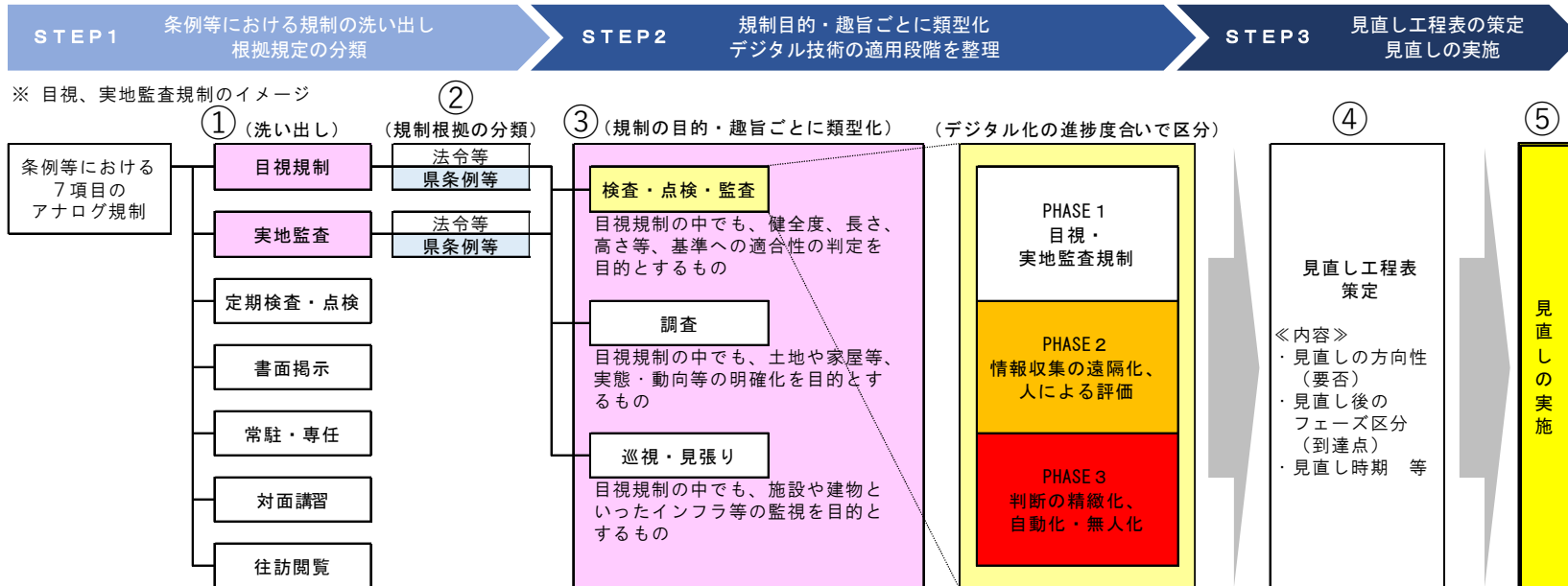
⇒ 条例等に基づく県独自のアナログ規制について、規制の見直しに取り組むことで、**県民の利便性の向上**及び業務効率化に伴う**職員の負担軽減と生産性の向上**を実現するため、国による法令等の点検・見直しの動きと合わせて、**県全体のデジタル化を推進**する。

## (2) 点検・見直しの進め方

- ① 対象となる規制の洗い出し（代表的なアナログ規制7項目に該当する規制を洗い出し）※県例規集より抽出
- ② 規制根拠の分類（制定根拠（県規制／国規制）を分類）
- ③ 規制の類型化・フェーズの区分（目的・趣旨ごとに類型を整理＋デジタル化の進捗度合いを3段階で区分）
- ④ 見直し工程表の策定（見直しの方向性、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を設定）
- ⑤ 見直しの実施（見直し工程表に基づき、所管部局において条例等の改正を含む見直しを実施）

### 点検・見直しの進め方

- 【STEP 1】 条例等において代表的な7項目のアナログ規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類
- 【STEP 2】 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分
- 【STEP 3】 以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施



## 2. 点検・見直しの対象範囲

### (1) 対象範囲

⇒ 本県で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定

### (2) 対象とするアナログ規制項目

⇒ 国が作成した点検・見直しに係るマニュアルを踏まえ、本県が策定した「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」（R5.6月策定）に記載している代表的なアナログ規制7項目を対象

#### <代表的なアナログ規制7項目>

規制項目	規制の内容
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるものうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

### 3. 洗い出しと見直し分類

#### ○ アナログ規制対象件数：632件

- ・ 県の条例等による規制（県規制）：276件 ⇒ 県においてデジタル活用等による見直しを検討
- ・ 国の法令等による規制（国規制）：356件 ⇒ 国の法令改正等に従い対応

#### <対象の洗い出し結果>

規制項目	抽出 件数 ※1	規制該当件数		
		県規制	国規制	
①目視	102	70	62	8
②実地監査	1	1	1	0
③定期検査・点検	73	52	30	22
④常駐・専任	381	114	9	105
⑤対面講習	225	140	6	134
⑥書面掲示	5,306	112	66	46
⑦往訪閲覧・縦覧	265	143	102	41
計	<b>6,353</b>	<b>632</b>	<b>276</b>	<b>356</b>

#### <県規制の見直し分類>

規制項目	件数	見直し分類			
		見直し ※2	継続検討 ※3	現状維持 ※4	デジタル 完結 ※5
①目視	62	12	11	39	0
②実地監査	1	1	0	0	0
③定期検査・点検	30	0	7	23	0
④常駐・専任	9	0	2	7	0
⑤対面講習	6	4	0	1	1
⑥書面掲示	66	11	17	26	12
⑦往訪閲覧・縦覧	102	48	21	29	4
計	<b>276</b>	<b>76</b>	<b>58</b>	<b>125</b>	<b>17</b>

#### <注釈>

- ※1 抽出件数 ⇒ 県例規集からアナログ規制に該当する可能性があるキーワードを含む規定として抽出した件数。
- ※2 見直し ⇒ デジタル手段の導入などを進めていくもの。
- ※3 継続検討 ⇒ デジタル技術の適用段階（技術の進展）等を注視しながら、デジタル化に向けて検討していくもの。
- ※4 現状維持 ⇒ 実物・現物の確認が必須であるものや国の取扱いに準拠しているものなど、現状においてアナログ手段による実施（アナログ手段とデジタル手段の並行運用を含む。）もやむを得ないと考えられるもの。
- ※5 デジタル完結 ⇒ 原則デジタル手段（フェーズ3）で実施しているもの。

# 4. 見直しの具体例

## 目視規制

人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制

## 実地監査規制

人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制

## 対面講習規制

資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制

### ◆行政財産の返還【総務部】

⇒ R 5 年度見直し

#### 福島県公有財産規則

##### 【見直し前】

行政財産の返還を受けるときは、使用許可を受けるものの立会いを求め、**実地に検査**



##### 【見直し後】

実地のみでなく、**写真等による確認**も可能となるよう見直す。



### ◆外来種等に関する調査【生活環境部】

⇒ R 6 年度見直し

#### 福島県野生動植物の保護に関する条例

##### 【見直し前】

外来種等について、その個体の生息又は生育の状況、生息地又は生育地の状況等について、**実地に調査**



##### 【見直し後】

実地でなくても確認できる内容については、**資料確認等**の対応が可能となるよう見直す。



### ◆包括外部監査人による監査【総務部】

⇒ R 5 年度見直し

#### 福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例

##### 【見直し前】

県の委託を受けた包括外部監査人が、**実地により直接確認**し、監査を実施



##### 【見直し後】

実地でなくても確認できる内容については、**オンライン会議システム等を活用**することを可能となるよう見直した。



### ◆屋外広告物に係る講習会【土木部】

⇒ R 6 年度見直し

#### 福島県屋外広告物条例、同条例施行規則

##### 【見直し前】

講習会受講希望者が、県又は中核市に受講の希望を申請し、**対面により講習会**を実施



##### 【見直し後】

**eラーニング**や**オンライン会議システム等**を活用した受講が可能となるよう見直す。



## 4. 見直しの具体例

### ➤ 書面掲示規制

資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制

### ➤ 往訪閲覧・縦覧規制

申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

#### ◆除去した工作物等に係る情報の掲示【土木部】

⇒ R 6 年度見直し

##### 福島県都市公園条例

###### 【見直し前】

公園管理者が、損害が生じると認められる工作物等を除去等した場合は、除去した工作物等に係る必要事項について、所管建設事務所等の**掲示板に掲示**



###### 【見直し後】

**ホームページ等で確認**可能となるよう見直す。



#### ◆聴聞期日等の掲示【警察本部】

⇒ R 6 年度見直し

##### 福島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

###### 【見直し前】

聴聞の期日及び場所を記載した書面を聴聞を行う事務所の**掲示板に掲示**



###### 【見直し後】

**ホームページ等への掲示**も可能となるよう見直す。



#### ◆公文書の開示【総務部、各行政委員会等】

⇒ R 6 年度見直し

##### 福島県情報公開条例等

###### 【見直し前】

開示請求者に対し、決定通知書によりあらかじめ指定した日時及び場所での閲覧等、或いは**写しの交付**により実施



###### 【見直し後】

公文書の電子化の進捗状況に合わせて、窓口において、**電子データで公文書を閲覧・交付**ができるよう見直す。



#### ◆特定小売商業施設新設等に係る届出の縦覧【商工労働部】 ⇒ R 6 年度見直し

##### 福島県商業まちづくりの推進に関する条例

###### 【見直し前】

設置者の届出書について、本庁・出先機関、関係市町村において**期間を設けて紙で閲覧**



###### 【見直し後】

紙による閲覧に加え、時間・場所を問わず**ホームページ等で確認**可能となるよう見直す。





## 5. 今後の対応方針（案）

### (1) 「見直し」（76件）

⇒ 現場の実態等を踏まえ、見直し内容を精査しつつ、所管部局において**着実に見直し**（規則等改正、運用変更など）を行う。  
（※別紙「アナログ規制の点検・見直し工程表」のとおり。）

※ R6年度末までに見直し予定・・・63件

※ R7年度以降・・・・・・・・・・・・・13件

### (2) 「継続検討」（58件）

⇒ デジタル技術の適用段階（技術の進展）等を注視しながら、所管部局において**検討を継続**する。

### (3) 「現状維持」（125件）

⇒ 真にアナログ手段を維持すべきかについて、**国の動向や技術の進展等を踏まえ、再検討**していく。



今後も福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部等において、**進捗管理等を行う**。

規制項目	県規定	見直し		継続検討		現状維持	デジタル 完結
		R6年度末 までに 見直し予定	R7年度 以降	R6末までに 対応を検討	今後の状況の 変化を踏まえ 検討 (R7以降)		
①目視	62	7	5	3	8	39	0
②実地監査	1	1	0	0	0	0	0
③定期検査・点検	30	0	0	0	7	23	0
④常駐・専任	9	0	0	0	2	7	0
⑤対面講習	6	4	0	0	0	1	1
⑥書面掲示	66	10	1	4	13	26	12
⑦往訪閲覧・縦覧	102	41	7	0	21	29	4
合計	276	<b>63</b>	<b>13</b>	<b>7</b>	<b>51</b>	<b>125</b>	17













